

令和3年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和3年11月11日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】 それでは、ただいまより令和 3 年度第 6 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】 皆様、本日もよろしくをお願いいたします。まず、事前にお送りをした資料でございますけれども、資料 2 5 から資料 3 1 までの 7 点の資料、そして、「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」、こちらを事前にお送りをさせていただきました。

また、本日机上配付といたしまして、資料 2 6 - 2、資料 2 7 - 3 及び資料 2 7 - 4 を置かせていただきました。資料に修正が発生したため、本日差替え版ということで机上に置かせていただいております。申し訳ございませんでした。

次に、次第をご覧いただきたいと思います。本日、説明の都合上、議事の（6）、資料 3 0 と（7）、資料 3 1、こちらの順番を入れ替えてご説明をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

各案件の資料につきましては、それぞれ説明の際に担当課長より確認をさせていただきます。私からは以上です。会長、よろしくをお願いします。

【会 長】 それでは議題に入り、審議を進めてまいります。説明される方は資料の要点を説明した上で、必要に応じて補足を加えるようをお願いします。

まず、資料 2 5 「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）」であります。それでは、説明をされる方は資料を確認の上、ご説明をお願いいたします。

【行政管理課長】 行政管理課長の原田でございます。様々な課にまたがりますので、私のほうで一括して説明をさせていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。資料につきましては、資料 2 5 の「諮問・報告事項」に加えまして、資料 2 5 - 1 「追加手続一覧」、資料 2 5 - 2 「東京共同電子申請・届出サービスに係る個人情報の流れ」、参考 2 5 - 1 「各手続の概要」、こちら 4 点を準備させていただいております。

それでは、説明資料に沿って、ご説明を始めさせていただきます。資料 2 5 の 2 ページをご覧ください。事業の内容でございます。

区では平成 1 6 年度から、東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、住民票の写しの交付請求や乳

幼児・子ども医療証の申請などの手続をオンラインで受けているところがございます。現在70手続をこちらで受け付けております。

このたび、新たに資料25-1にございますが、こちらの手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとしたいと考えております。

2番の「本審議会への付議内容」でございます。

まず1点目といたしまして、外部結合でございます。既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続の追加を行います。

続きまして、システム改修の業務委託でございます。資料25-1をご覧くださいいただけます。今回手続を追加する一覧でございます。こちらにつきましては、事業の分類、また、追加いたします手続名、担当課、そして、取り扱う個人情報項目を記載しております。

例えば1つ目でございますが、「広報新宿区民のひろば」への掲載申請につきましては、担当課は区政情報課でございます。取り扱う個人情報項目は、氏名、フリガナ、電話番号、FAX番号、メールアドレスとなっております。

以下、追加手続でございますが、こちらの2番以降、「安全推進地域活動重点地区への重点地区指定申出・変更・解除の申請」などの手続を今回追加したいと考えているところがございます。こちらの内容といたしましては、イベントの申込みや各種行政手続の申請といったところの、現在紙で受け付けている申請の手続を電子申請でも受け付けるといった内容でございます。

続きまして、参考の25-1をご覧くださいいただけます。こちらにつきましては、追加手続の各手続の概要、事業内容を記載しているところがございます。こちらの手続の受付に当たりまして、先ほど説明したとおり、電子申請を受けられるようにするといったところがございます。

恐れ入りますが、説明文章の3ページをご覧くださいいただけます。こちらにつきましては、外部結合についての内容でございます。

登録業務の名称につきましては、先ほどご説明いたしました資料25-1のとおりでございます。

続きまして、結合される情報項目、こちらにつきましても25-1のとおりでございます。

結合の相手方につきましては、東京電子自治体共同運営協議会でございます。

結合する理由につきましては、こちらの4行目以降でございますが、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができるためでござ

ざいます。

結合の形態につきましては、L G W A N回線を利用して東京電子自治体共同運営センターのサーバーと区のイントラネット端末を接続するものでございます。

結合の開始時期につきましては、令和3年12月1日からでございます。

情報保護対策、まず運用上の対策につきましては、東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するものでございます。

また、システム上の対策につきましては、行政専用のL G W A N回線を利用し、特定相手以外の通信は不可とするなどがございます。なお、詳しくは資料2に少し図示しておりますので、資料2 5 - 2をご覧くださいと思います。

こちらは電子申請サービスにおけます個人情報の流れでございます。まず、申請者である区民の方々については、パソコンやスマートフォンから、専用サイトからの申請でございますが、通信が暗号化されたところで、インターネット回線でございますが、専用サイトからの申請とといったところでまず申請をしていただきます。このデータにつきましては、東京電子自治体共同運営センターの受託者である富士通株式会社のところに、こちらのデータが届くといった形になります。

その後、申請到達メールが区のほうに通知といった形になりますが、こちらはL G W A N回線で到達するといった形になります。そのメールが区のほうに到達いたしましたら、区のほうから申請内容の確認、申請受付処理といったところが東京共同電子申請・届出サービスのところを介しまして、区民の方々にその通知が届くといった形になります。そして、区としては申請者情報を、L G W A N回線を通じてダウンロードするといった形になります。こちらについてもL G W A N回線を通じてダウンロードするといった形になります。

それぞれ、こちらの黄色の枠組みの中で情報保護対策を様々記載させていただいておりますが、例えば不正侵入検知・通知・遮断、こういったファイアウォールなどの対策をすることによって、個人情報について守っているといった対策をさせていただいているところでございます。

恐れ入りますが、資料2 5にお戻りいただければと思います。続きまして、5ページをご覧くださいと思います。5ページにつきましては、業務委託についてのご説明でございます。

登録業務の名称につきましては、先ほどご説明した資料2 5 - 1のとおりでございます。

委託先につきましては、富士通株式会社でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目、こちらにつきましても資料25-1のとおりでございます。

委託理由につきましては、届出サービスにつきましては東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築しております、このシステムの構築自体を富士通株式会社が行っていることから、富士通株式会社へ委託を行っているといったところでございます。

委託の内容につきましては、東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理でございます。

委託の開始につきましては、令和3年12月1日から令和4年3月31日まで。次年度以降も同様の業務委託を行うものでございます。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策ですが、運用上の対策につきましては、東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するといったところ、また、契約に当たっては特記事項を付すといった対策を講じます。また、システム上の対策につきましては、先ほど外部結合の際にご説明したところと同様の内容でございますので、恐れ入りますが、割愛させていただきます。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。受託事業者に行わせる情報保護対策、こちらにつきましても、先ほどご説明したところと同様となりますので、説明については割愛させていただきます。

以上、説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、本件につきまして、ご質問・ご意見がありましたら、どうぞ。木もと委員。

【木もと委員】 今回、共同申請・届出サービスの追加ということで、現在はコロナ関係でもそうですし、区役所に行く、来庁しないでも様々な手続きができるような形ということで進めてこられました。これからもしっかりと、どんどん増えていくべきものではあるかと思っております。

その中で、これまで70業務等々の運用をしてきたわけですが、個人情報保護対策等々をしっかりやられてきている中なので問題はないと、これまでとも変わらないことだと思うのですけれども、これまでの業務の中で、例えば情報漏えいですとか、そのようなケース等々がなかったのか、また、これは他の自治体でも行っているところではありますが、他自治体においても、そのようなケース等々を承知しているものがあるのかどうか、その1点だけ、お伺いしたいと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【行政管理課長】 行政管理課長でございます。電子申請というところにおきましては、これまで区において情報漏えいといった事故は起きたことはございません。また、他自治体におきましても、電子申請といった点では、あまりそういった案件を聞いたところはありません。

【会 長】 木もと委員、どうぞ。

【木もと委員】 分かりました。これからも様々サービスを増やしていく流れなのかなと思いますけれども、社会情勢等々、このように申請に対する不正アクセスのやり方だとか、様々なことが日に日に更新をされていくというセキュリティ上、こちらもしっかり対応していかないといけないということもあると思いますので、そういうところはしっかり注視をしながら今後進めていただければなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

【会 長】 ほかに、ご質問かご意見は。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 今の質問にもかぶるのですが、このシステムのアクセスの状況がどうなっているのかというのが気になっていまして。利用頻度が増えるとリスクが高まるという側面があると思っていまして、増加傾向なのかなと思うのですが、今のアクセスの状況をまず教えてください。

【情報システム課長】 情報システム課長です。申し訳ございません、件数としては持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げましたように70件対象があるということで、それぞれ。一番多いのは児童手当関係のほうをご利用いただけるという実績がございます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 ありがとうございます。そういった分野で今後も、実際に申請した件数以上に多分アクセスが増えてくるという話になると思っていまして、特に前半の部分のインターネット回線のほうからは比較的不正が入りやすい感があると思っていまして、ここの悪性検知、通知・遮断のところというのが、実際に、ここの実績みたいところは区のほうで出るのでか。多分不正な攻撃はゼロではないと思っていまして、実際に何かあったときに、ちゃんとその情報をログとして新宿区のほうで確認しているかというところ。

あとは、あまりないとは思いますが、LGWAN回線のところで、例えばそういったアラートみたいなのが上がってきたことがあったのかというところをお伺いできればと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【情報システム課長】 情報システム課長です。今手元には持ち合わせしておりませんが、不正

な侵入という試みがあった場合については月次で報告が来るようになっています。

L GWANのほうについては、そこまで入ってきたというのは、こちらのほうに報告は来ていませんので、ないものと考えております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】これで最後にしますけど、月次でそういった確認をされているというところで、事業者のほうから多分上がってくると思うのですが、そこに対する対策の強化みたいなところだったり、あとは、区に対する何かこういうふうに書いたら、あまり区に対することというのはメールの対策ぐらいしかないのかもしれないのですが、そのあたりの意見交換みたいなところ、今後その月次の報告を受けた後の対策みたいなことはどういうふうに行っているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】情報システム課長です。こちらのシステムにつきましては、東京都と都内の自治体の共同運営という形でやっておりますので、そちらの東京都の事務局が一手に引き受けて対応を行っていくということになっておりまして、何かしら変更を行う場合については、時間がある場合については、その協議会の中で諮りまして、対応すると。

例えばシステムに何か脆弱性があるですとか、そういったものもまれにありますので、そういった緊急的な対応については、事務局のほうと富士通側のほうで直接対応して、事故がないように対応していくような状況でございます。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。事務局のほうでいろいろ動いていただいているということで、それは理解しました。新宿区のほうでも、いろいろとそこで上がってきたこと、事務局にあまり任せていると、状況が盛り上がってしまうときもあるかもしれませんが、その情報というのを、ほかの分野でも当然広く生かしていける話だと思っておりますので、その連携を引き続き行っていただきたいと要望して終わります。以上です。

【会 長】ほかに。あざみ委員。

【あざみ委員】平成16年から、こちらの回線を活用してネット申請などができるようにということで、区民の皆さんの利便という意味では今後も必要になってくる、当然なってくるという分野だと思うのです。70手続をやっていて、今度は24手続を増やすということで、これは所管として、うちもこういうふうにやりたいということで定期的にどこかで募って取りまとめて、今年度はこうとかという、そういうことをこれまでもやっていて、今後もそういうふうになっていくということでしょうか。

【行政管理課長】行政管理課長でございます。今回、このコロナ禍を受けまして、やはり電子申請における申請という必要性が特に高まったといったところでございまして、これまでも所管からの要望に応じて少し対応してきたというところはございますが、今年度につきましては特にそういったところも増えたので、改めて行政管理課のほうから各部のほうに、電子申請、これを行いたい手続はないかといったところを募らせていただきまして、これまでも所管とともに少し打合せをさせていただきながら、開始時期などを協議して、今年度後半に入れられるものについて本日お諮りさせていただいているところでございます。

【会 長】あざみ委員。

【あざみ委員】こういうコロナということもありますし、今後ますます便利にという意味では増えていくのかなと思います。こちらの電子自治体共同運営協議会でということで、これまでの実績からも信頼を持って活用されているということですが、何もこれまでなかったから安心ということではないと、ほかの委員の皆さんもおっしゃっていますけど、よく区としてもチェックを引き続きさせていただくということ。

それから、委託事業者が今、富士通ということで、これは新宿区が関与することなく、こちらの協議会が富士通にと決めれば、そう決まってしまうものなのか。今現在、富士通に何か不都合がありますという話ではないですけれども、と思うのですが、今後何かあったときに、委託先についての選定、ここにどのように区として関わられるのかというのはお聞きしておきたいと思います。

【情報システム課長】情報システム課長です。事業者の選定に当たりましては、事前協議会の中で各団体、今はウェブの会議になりますけれども、そちらのほうで議題としてかけられまして、賛成・反対意見を述べられるような機会を設けておりますので、そちらのほうで何かありましたら意見を通していくというような状況です。

【会 長】あざみ委員。

【あざみ委員】分かりました。そういうふうに関与はできるということですね。では、本当にお任せということではなくて、きちんと主体的に関わっていただきたいと思っています。以上です。

【会 長】ほかに、ご質問とご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件で扱う外部結合について諮問、業務委託について報告事項でございしますが、諮問については承認、報告については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は承認・了承とします。

それでは、次に資料26「納税証明の電子連携に係る軽自動車税納付確認システムとの外部結合等について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、説明してください。

【税務課長】税務課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料26についてご説明させていただきますが、まず初めに、お配りをさせていただいている資料について確認をさせていただきたいと思います。

まず本件に関して、資料26が4ページまでお留めしたものでお配りしてございます。そのあと、資料26-1といたしまして、カラーでA4横、こちらが個人情報の流れをフローにしたものでございます。こちらを1枚おつけしてございます。

次に、資料26-2でございますが、こちらは事前にも送らせていただいていたのですが、申し訳ございません、本日少し説明で理解いただきやすいように修正を加えてございまして、それを「当日机上配布・差し替え版」として、本日机上でお配りさせていただいているものでございます。

では、説明に入らせていただきます。資料26、おめくりをいただきまして2ページの事業の概要から説明をさせていただきます。

事業名、担当課は記載のとおりでございます。

次に、目的でございますが、こちらは税制の改正に伴いまして、令和5年1月から軽自動車税関係手続が全国一律で電子化されることを予定してございます。軽自動車の継続検査、いわゆる車検でございますが、こちらは検査事務所において、これまで紙で納税証明書を提出していたわけでございますが、これが電子化されて、納税確認を電子的に行うことができるようになります。こちらが軽自動車税納付確認システム、以降、軽JNKSと呼ばさせていただきますが、こちらが稼働する予定でございます。こちらの軽JNKSと結合することにより、税制改正に対応し、納税義務者の利便性の向上を図るといったことを目指しているものでございます。

この軽JNKSは令和5年1月より導入予定でございますが、区が独自開発し、運用している税務のホストシステム、こちらの改修を本年12月から開始したいと考えてございまして、本日この会議でお諮りをさせていただいているものでございます。

では、資料の説明を進めさせていただきます。対象者、こちらは記載のとおりでございます。新宿区で課税する三輪及び四輪車の軽自動車税、こちらの納税義務者になってございます。

次に、事業内容でございますが、まず現在、納税義務者または代理人が先ほど申し上げましたように、紙の納税証明書を検査事務所に提出して車検を受けているといった状況でございます。これが税制改正に伴いまして、令和5年1月以降は区が軽JNKSに納付情報を、LGW

AN回線を経由して送信することになります。検査事務所は、この軽JNK Sに記録された納付情報を確認することで、紙の納税証明書なしに車検の審査を行うことができるようになります。

軽JNK Sと地方税共同機構の概要、想定件数はこちらに記載のとおりでございますが、件数としては約8,300件を予定しているところでございます。

個人情報の流れにつきまして、お手数ですが、ここで資料26-1をご覧くださいと思います。この資料でございますが、ご覧いただいて左側に青で新宿区がございます。向かって右側に黄色で検査事務所がございます。この間を紫で納税義務者、それから、茶色で金融機関がございますが、この2つが、これまでの手続を示してございますが、区が納税通知書を納税義務者の方にお送りをする、金融機関で納めていただきまして、その情報がLGWAN回線を通して区のほうに来る。一方で、納税義務者の方は先ほど申し上げたとおり、紙の納税証明書を持って一番右にございます検査事務所に車検を受けに行ってくださいといったところが、これまでの手続でございます。

下に書いてあるのが今度の新しい仕組みでございますが、真ん中に青で地方税共同機構がございます。こちらに新宿区から矢印が2つ出てございますが、まず①' (ダッシュ) としてございますが、課税対象者(4月1日現在)の情報を、まず地方税共同機構にアップロードをしておきまして、その後、具体的に納付がございまして、こちらの納付のデータをまた順次この地方税共同機構のほうにアップするということを想定してございます。

こちらのデータが上がりますと、検査事務所が今度は地方税共同機構のほうに矢印を伸ばしてございますが、専用回線を通じて納付状況を確認するといったことをしまして、先ほどご説明したように、紙の納税証明書はなしに車検が受けられるようになるといったことを想定しているところでございます。

続きまして、資料26にお戻りいただきまして、3ページをご覧くださいと思います。こちらが軽JNK Sの導入に伴う税務システムの改修についてでございます。全体の内容については記載のとおりでございますが、情報項目について、個人の範囲は記載のとおりでございます。記録項目、こちらが資料26-2に記載してございますので、本日机上配付させていただいたものをご覧くださいと思います。

こちらの表の中にアスタリスクを2つ書いてございますが、今回の当日の差替えをさせていただいた修正箇所についてご説明をさせていただきますと、納税情報登録、それから車両情報、こちらを青字で記載させていただいてございます。そして、2つあるアスタリスクのうちの上

のほうでございますが、黒字が税務システムのほうにもともと情報項目として持っておりまして、記録をするものでございます。

ただいまご説明さしあげました青文字、こちらは外部結合の際のファイルの項目として求められておりまして、項目領域自体は持ちますが、システムには記録しないものでございます。

このように、今回この税務システムに記録をする項目と、それからファイルのほうに領域だけを持つものを分けて、資料を差し替えさせていただいたところでございます。

このような形で、ほとんど黒字で現在持っている情報でございますが、これらの情報を今回外部結合するものでございます。

続きまして、資料にお戻りいただきまして、新規開発・追加等の理由でございますが、こちら、軽JNKSへ送信する軽自動車税（種別割）でございますが、こちらの納付情報を作成する機能が必要となるためでございます。

追加の内容につきましては、既存の税務システムに納付情報などの連携データの作成機能を追加するものでございます。

新規開発・追加・変更の時期についてでございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、区が独自にホストのほうで開発・運営してございますので、令和5年1月の運用開始に向けまして、本日ご承認をいただきましたら12月からシステム改修を、それから検証を開始したいと考えてございます。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。システムの外部結合について、ご説明させていただきます。保有課、登録業務の名称については記載のとおりでございますが、結合される情報項目につきましては、個人の範囲は軽自動車税（種別割）の納税義務者となります。項目の内容、こちらは先ほどご覧いただきました資料26-2に記載のとおりとなっておりますので、改めてご確認いただければと思います。

結合の相手方は地方税共同機構となります。

結合する理由は、税制の改正に伴いまして、全国一律で稼働する軽JNKSへの納付情報の送信に対応するためでございます。

結合の形態としては、LGWAN回線を使用したデータ送信となります。

開始時期につきましては、先ほどから何回か触れさせていただきましたが、令和5年の1月、具体的には1日からの予定でございます。なお、こちらの資料に書かせていただいておりますが、令和4年の9月1日から12月31日まで、個人情報を使用しないで仮稼働テストを行うことを想定してございます。この際にも外部結合を行うといったことがございますので、本

日お諮りをさせていただいているものでございます。

最後に、情報保護対策について、ご説明させていただきます。外部結合に当たりましては、個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに基づきまして、接続するネットワークがL G W A N回線として通信相手を限定すること、区が受信する情報を暗号化し、特定相手以外は解読不能とすること等、こちらに10点ほど記載させていただいておりますが、これらの情報保護対策をしっかりと行っていくといったことで今想定をしているものでございます。

ご説明は以上でございます。審査のほど、よろしく願いいたします。

【会 長】 それでは、本件につきまして、ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。

ないようでしたら、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はこれにて終了とさせていただきます。

それでは、次に資料27「共通納税システムに係る外部結合等について（変更）」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【税務課長】 税務課長でございます。引き続きまして、資料27について、ご説明をさせていただきます。まず、お配りをさせていただいた資料について確認をさせていただきます。

まず資料27でございますが、こちらが11ページまであるものをつづつて、お渡しをさせていただきます。

次に、資料27-1と資料27-2がございます。これは、いずれも本日お諮りをさせていただきます共通納税システムのデータ等の連携について図示したものでございます。本日お諮りをさせていただく内容としまして、括弧書きで記載してございますが、27-1のほうが、納税義務者の方が納付をする際に金融機関の窓口等を経由する場合、27-2のほうが、e L T A Xにより共通納税システム納付を行う場合ということで、場合分けをして資料27-1と27-2、2つのフローをご用意してございます。

次に、資料27-3と27-4は情報項目の一覧でございます。これは先ほどの資料26と同様でございますが、少しご説明の際に、お諮りをいただきやすいように、色の塗り方等を工夫したものを本日、差替え版としまして、27-3、27-4、それぞれ机上配付させていただいておりますので、そちらを用いて、この後ご説明させていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、説明に入らせていただきます。資料をおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

事業名、担当課につきましては記載のとおりでございます。

次に、目的でございますが、令和元年10月より住民税の特別徴収で導入をしております「共通納税システム」に、税制改正に伴いまして、令和5年度課税から軽自動車税（種別割）が追加されます。この制度改正に対応して、納付方法の拡充により、納税義務者の利便性の向上を図るものでございます。

対象者は記載のとおり、軽自動車税（種別割）の納税義務者でございます。

次に、事業内容でございますが、共通納税システムは地方税共同機構が構築したシステムで、令和元年10月から住民税の特別徴収において既に導入されておりまして、こちらの導入に当たりましては、平成30年度の第7回本審議会で承認・了承いただいているところでございます。

このたび、税制改正に伴いまして、先ほど申し上げましたとおり、令和5年度課税から軽自動車税（種別割）も全国的に共通納税システムで納付ができるようになるものでございます。

また、令和3年6月30日の総務省通知におきまして、地方税統一QRコードの規格が定められてございます。軽自動車税（種別割）の納付書に共通納税システムで納付できるQRコードを印刷することが必須とされてございます。

QRコードを活用することによりまして、納税義務者が共通納税システムでキャッシュレス納付が可能となりまして、また、金融機関は共通納税システムでの電子伝送が可能になるといったことで、納付後の納入済通知書を区へ回送する等の手間が省けるといったものでございます。これらの税制改正に迅速に対応していくために、今回システム改修を行うものでございます。

軽自動車税（種別割）共通納税システム払いは、令和5年度から導入を予定してございますが、区が独自開発している税務ホストシステムの改修を来年の4月から開始したいと考えてございます。そういったことから本審議会に付議させていただいているものでございます。

本審議会の付議事項、こちらが資料27、事業の概要の2ページの下の方、2のところに本審議会への付議事項としまして、4点挙げさせていただいております。

1つ目が、（1）区の税務システムの改修。2つ目が（2）地方税共同機構との外部結合の変更。次が（3）審査システム（LGWAN-ASPサービス）運用等業務における情報項目の追加。次が（4）納税通知書等の印字出力処理等業務委託内容の変更、こちらはQRコードの印字に係るものでございます。

ここで、個人情報の流れにつきまして資料27-1、27-2を少しご覧いただければと思

います。

まず、資料27-1でございますが、こちらは先ほど申し上げましたが、納税義務者の方が金融機関等の窓口を經由して納付を行う場合、27-2のほうでございますが、こちらがeLTAXで、キャッシュレスで納付をすることができまして、こちらを行う場合のフロー図となっております。

どちらも少し図が入り組んでいて恐縮でございますが、今回お諮りをさせていただく部分につきましては、赤の点線で囲っている一番上の部分でございますが、納付者情報をアップロードする。受け手としまして、地方税共同機構のほうの統一納付書マスタ（新規）と書いてございますが、こちらのほうに情報をアップするといった部分が今回追加をさせていただく部分でございます。

そこから下の部分、納税義務者の方が金融機関のほうにお支払いをして、その情報がeLTAXのほうに上がっていく、あるいは、この審査システムと地方税共同機構と新宿区のデータのやり取り、ここの部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成30年度の第7回の本審議会で承認・了承をいただきまして、既に稼働している部分でございます。

では、続きまして、資料27に戻りまして4ページをご覧くださいければと思います。ここからは税務システムの改修について、ご説明をさせていただきます。

保有課、登録業務の名称は記載のとおりでございます。

情報項目につきましては、個人の範囲、情報項目及び記録するコンピューターは記載のとおりでございます。情報項目について、先ほども申し上げましたが、資料27-3と27-4をご覧くださいければと思います。本日、机上配付をさせていただいてございます。

資料27-3でございますが、こちらが軽自動車税（種別割）の共通納税システムに係る項目でございます。表中で項目を示してございますが、これを黒字と赤字と青字と3通りで示させていただきました。ここの部分が今回の修正部分でございますが、説明書きについては、資料の下部、2つあるアスタリスクの中の黒字で書いてある上の方になります。

赤字が今回税務システムに追加として記録をする情報項目について表してございます。黒字につきましては、従来から税務システムにもともと持っている項目となっております。また、青字の項目についても記載してございます。これらにつきましては、それぞれ資料の中でファイル名が書いてございまして、4つのファイルを構成するために必要な項目となっております。

これらを地方税共同機構との間でデータの送受信をするわけでございますが、この中には、

区のホストシステムとしてはデータとして持たない、ファイルのほうでは領域を持つことだけを指示されているものがございますので、そういった領域としては持つものの、ホストコンピューターにはデータとして保存をしない、そういったものを青で示させていただいてございます。

続きまして、資料27-4でございます。こちら色の使い方は今の資料27-3と同様でございます。資料としましては、こちらはQRコード、これを後ほど説明させていただきますが、納税通知書のほうに情報をQRコード化して印字させるといったことを今後業務委託することを想定してございます。その際に取り扱う情報項目等となってございます。

青字の部分につきましては、QRコードの中に領域だけは持ちますが、ホストコンピューターには記録をしない情報となってございます。

では、資料27の4ページに戻っていただきまして、説明を続けさせていただきます。

新規開発・追加の理由につきましては、税制改正で定められた軽自動車税（種別割）の共通納税システムへの対応及び総務省通知で定められた納付書へのQRコードの印字に対応するためでございます。

追加の理由につきましては、既存の税務システムに共通納税システムへアップロードする納付書情報の仕様変換機能、納税通知書への印字する案件特定キーとQRコード情報の作成機能、また、共通納税システムから送信された納付情報の収納処理機能を追加するものでございます。税務ホストシステムにつきましては、区が独自に開発・運営しているため、令和5年4月の運用開始に向けまして本日ご承認をいただけましたら、令和4年4月からシステムの改修等に入ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料27の5ページをご覧ください。システムの外部結合について、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成30年度の第7回審議会でご承認いただいておりますが、太字部分、下線が引いてございますが、こちらが前回からの変更箇所となっております。

結合される情報項目は先ほどご覧いただきました資料27-3のとおりでございます。既に住民税の特別徴収で取り扱っているファイル、データ等もございますが、これらに軽自動車税（種別割）の納付義務者の情報等を追加するものでございます。

結合の相手方は、地方税共同機構となります。

結合する理由は、税制改正に伴いまして、地方税共通納税システムの対象税目の拡大に対応し、区民と金融機関の利便性の向上に寄与するためでございます。

結合の形態としましては、L G W A N回線を使用いたします。軽自動車税（種別割）の納付情報と、それから、地方税共同機構が新規でつくる統一納付書マスター、先ほど資料27-1と27-2でご覧いただきましたが、こちらにデータをアップロードする予定でございます。

開始時期としましては、令和5年4月を予定してございます。

続いて、情報保護対策について説明をさせていただきます。本件につきましても、外部結合に当たりましては、区の個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づきまして、こちらに10点記載させていただいてございますが、L G W A N回線を使用して通信相手を限定すること、区が受信する情報を暗号化し、特定相手以外は解読不能とすること等々の情報保護対策を実施してまいります。

続きまして、恐縮ですが、6ページをご覧いただければと思います。

こちらが審査システム運用等の業務委託についての資料でございます。この資料につきましても同様に、太字のゴシック、下線部分が平成30年度第7回審議会でお諮りをさせていただいた内容からの変更となっております。

保有課、登録業務、委託先、記録媒体等は記載のとおりでございます。

また、情報項目につきましては、先ほど資料27-3でご覧いただいたとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

委託の理由でございますが、こちらは共通納税システムに対応するために審査システムの管理を委託する必要があるためでございます。

委託の内容としましては記載のとおりでございますが、既に行っている住民税の特別徴収、こちらの中で業務委託に軽自動車税（種別割）を追加するものでございます。

開始時期は令和5年4月1日を予定してございます。

情報保護対策でございますが、運用上の対策とシステム上の対策、6ページから7ページにかけては区が行う情報保護対策、7ページが受託事業者に行わせる情報保護対策となっておりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、8ページをご覧いただければと思います。こちらが軽自動車税（種別割）の納税通知書へのQRコード印刷のための印字出力業務及び封入封緘委託についてでございます。

本件については、平成30年度の第8回の本審議会にお諮りをさせていただきまして、了承いただいておりますので、こちら資料中では太字ゴシック下線で変更部分を示してございます。

保有課、登録業務の名称、委託先については記載のとおりでございます。

情報項目、これは先ほど資料27-4でご確認をいただいたとおりでございます。従来の持っている情報にQRコードに係る内容を追加するものでございます。

委託の理由は、従来からの封入封緘委託に加えまして、QRコードの印字出力を業者に委託しまして、業務の効率化を図るためでございます。

開始時期は令和5年4月1日の予定でございます。

情報保護対策につきましては、これもやはり区が行うものと受託事業者が行うもの、それぞれ記載してございますので、ご確認いただければと思います。

雑駁ですが、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、事務局のほうから何かご説明等。

【区政情報課長】 「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」をご覧ください。アドバイザーのほうから本案件につきまして助言が出ております。審査システムの運営事業者でありますASP認定事業者との連携に当たりまして、ASP認定事業者のセキュリティ対策について定期的に確認することという助言をいただきました。

それを受けての担当課の対応ということでございますけれども、LGWAN-ASP認定事業者は、地方公共団体情報システム機構総合行政ネットワーク基本規程により定められました基準等々を満たす事業者であり、セキュリティ対策は適時見直すことが義務づけられております。LGWAN-ASP認定事業者との連携を図り、セキュリティ対策の確認を行っていくということで回答をいただいております。以上です。

【会長】 それでは、本件につきまして、ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 ちょっと気になったのがQRコードの件なのですが、軽自動車税関係で、QRコードで納付仕組みにミスがあったという事例がほかの自治体であったようなのですが、その確認は結構難しいなと思っております。実際起きないと多分分からないというか、毎回QRの確認をして、ちゃんとできているかというのは分からないと思いますし、これが金融機関でやる場合だったら、多分対面でやって気づくという可能性があると思うのですが。このQRの対策みたいなところは今どうなっているのかというところをお伺いできればと思います。

【会長】 ご説明ください。

【税務課長】 QRコードの確認ということで、現在どうなっているかということでまず申し上げますと、税におきまして、今回QRコードの導入が国で初めて導入されるということで、こ

れまでの実績はないところでございます。

国のほうで、全自治体で一斉に導入するという事で統一規格が定められまして、当然それに基づいていくことになりますので、そこをしっかりと行っていくことが1つ。

あと、委員が今ご指摘されたように、具体的にそれがきちんと正しい情報を持っているのかといったこともございますので、そこについては委託の際にきちんとQRコード化したものを我々区のほうでも点検するといったことも行って行って、しっかりと正しい情報をお届けできるようにというところで体制をつくってまいります。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。ここはやはりかなり気をつけたほうがいいポイントかなと思いました。とはいえ、ミスをした後は多分気づかないというのは、やはり変わらないと思ひまして。実際決済しないと多分ミスが起きたということはなかなか分からない。ただ、マークが印字されているだけなので、本当に手続をしないと分からない問題だと思ひていまして。

ミスをした後の対処みたいなのところも、ほかの自治体だと誤った決済が行われた、すぐチラシを送ったとか、そういったところもありまして、そこを事前にかなり用意しておくのもいいのかなと思ひているのですけれども、そのあたりの対処の方法みたいなものは、お考えがあればお伺いできればと思ひます。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】今委員がおっしゃられたように、確かに、実際にそんなに決して全体数が多いわけではないですけど、事故が起こる、こういった仕組みになれば起こり得るということは想定しているところでございます。先ほど申し上げましたように、まず送る前に、やはり第一次的には、もちろん全検というのは無理でございまして、きちんとそういった点検をしていくというところが1つ。

また、起きた際については、先ほどおっしゃられたように、しっかりとどういった事故なのか、例えば特定の方なのか、それとも防犯なのかということで対応が変わってくるかと思ひますが、その公表の方法であるとか、当事者の方への対応・連絡等、そのあたりについてはしっかりと想定をしておきまして、有事の際には備えたいと考えてございまして。

【会 長】よろしゅうございますか。ほかに、ご質問かご意見はございましてでしょうか。

ないようでしたら、本件は諮問事項が2件、報告事項が2件という案件でございまして。それぞれ諮問事項について承認、報告事項について了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。

それでは、次に資料28「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について」であります。

それでは、この特定個人情報保護評価ということについて、事務局から一般的なご説明を受けるとのことについて、ご理解をお願いいたします。それでは、事務局のほうでご説明ください。

【区政情報課長】特定個人情報保護評価について、事務局から簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。ここの資料28の案件もそうですが、その次の資料29の案件にも特定個人情報保護評価の実施が出てまいりますので、共通してお聞きいただければと思います。

この特定個人情報保護評価なのですが、番号制度、いわゆるマイナンバー制度におきまして定められている手続になります。

今、資料でホチキス留めの机上配付をお配りさせていただきましたけれども、まず表紙をめくっていただきまして、マイナンバー制度の対応について1ページ目、右下のページで言うと4ページと書いてあるところをお開きいただきたいと思います。

マイナンバー制度は皆様がもうご存じだと思いますけれども、特定の個人の情報が同一人の情報であるということを確認するための仕組みといたしまして、平成27年度に導入された制度になります。住民票がある全ての方に12桁の個人番号を作成し、通知をするというところから始まってございます。

税、それから社会保障に関する事務で、これを使うことになっておりまして、公平公正な負担と給付、それから、より効率的な住民サービスを目指すということで導入をされています。

このページの、やや真ん中下のところに、平成29年から開始がされているということで、情報連携というのがございますけれども、国や地方公共団体がそれぞれで管理している同一人の情報をオンラインで相互に活用するというところで、添付書類の削減と確認の迅速化につながっているという制度になっています。

もう1枚めくっていただきまして、右下のページで15ページと書いてあるところ、マイナンバー制度における安全の確保ということで、この特定個人情報については、より一層の安全の確保が求められているところで、法律上の制度面、システム面、それぞれで保護措置がとられていることになっています。

真ん中に書かれている、まず制度面における保護措置なのですが、なりすましの防止という

ことで本人確認ですとか、法律上で収集や保管、そういったもののルールが定められているほか、この④番で、特定個人情報保護評価の実施というのが法の27条、28条で定められているところになっております。そうしたシステム面でも様々な保護措置がとられているところになっております。

最後、めくっていただきまして、ホチキス留めの資料の最後のページになりますけれども、この特定個人情報保護評価の概要というページがございます。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする、または保有している国や地方公共団体が、その事務を行う際にリスクを分析して、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言するものというのが定義としてございます。

このページの左側の真ん中、評価の実施主体ということで、①から⑥がありますけれども、②に地方公共団体もそれを行わなければならないということが決められております。

評価の対象ということで、左の一番下、四角がございます。評価の対象は特定個人情報を取り扱う事務、それを事務ごとにファイルを取り扱う、例えば入手・使用・外部提供・保管・消去、各プロセスごとのリスク対策をこの評価書に記載するという内容になっております。

もう一つ、このホチキス留めの資料とはまた別に、参考の28-1というのが本資料28の関連でついているかと思うのですが、しきい値判断という資料がございます。お手元がございますでしょうか。しきい値判断を行って、特定個人情報保護評価の種類を決めて、実施をするような流れになっております。

その事務の対象人数によって変わりますが、30万人以上、もしくは10万人以上30万人未満であっても、特定個人情報ファイルの取扱数が500人以上の場合は赤の全項目評価、そして、1万人以上10万人未満の場合は真ん中の重点項目評価、1,000人以上1万人未満の場合は基礎項目評価を実施することになっております。

考え方は、基本的には同じなのですが、例えば全項目評価につきましては、その対象人数の規模が大きいことから非常にリスク対策ですとか、そういったものは記載する内容が多くなっております。

また、全項目評価は、この評価書を作成するに当たりまして、住民等の意見聴取、パブリックコメントを実施することですとか、第三者点検を行うということが求められております。新宿区の場合、一番下の※印に書かせていただいておりますが、重点項目評価に該当した場合でも、より安全対策を講じるということで赤の全項目評価を実施するというルールを区の要綱で決めているという流れになっております。

続きまして、参考の28-2というのが、その次についているかと思うのですが、流れといたしまして、まず特定個人情報保護評価の案を作成した後、全項目評価についてはパブリックコメントを実施する前に個人情報保護審議会にお諮りをし、パブコメをしまして、その意見を踏まえて評価書の見直し、その後、外部の第三者点検を行い、その意見を踏まえて評価書の修正、さらに、その結果を本審議会でお諮りして、最終的に国の特定個人情報保護委員会に提出するような流れになっているのが、基本的な制度上の流れになっております。

以上、制度の簡単な概要説明になりますけれども、私のほうからさせていただきました。

【会長】 それでは、取りあえず議題を進めてまいりたいと思います。

それでは、先ほど申し上げました資料28の特定個人情報保護評価についてを審議いたします。説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【保健予防課長】 保健予防課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本案件の説明の際に使用する資料の確認でございます。資料28、資料28-1から資料28-4までございます。また、参考資料としまして、今、区政情報課長からご説明いただきました参考28-1と28-2がございます。資料の過不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご説明をさせていただきたいと思います。まず資料28をご覧ください。おめくりいただきまして2ページ目をご覧ください。

事業名は「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について」となります。

続きまして、事業の内容について、ご説明いたします。

1. 特定個人情報保護評価についてでございます。一部ご説明が、先ほど区政情報課長からいただきましたご説明と重なりますが、特定個人情報保護評価につきましては、国の行政機関や地方公共団体等が、特定個人情報ファイル、個人番号、いわゆるマイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルを取り扱う事務において、その取扱いを自ら評価するというものでございます。この特定個人情報ファイルを取り扱う前に実施が義務づけられていますのが、特定個人情報保護評価（PIA：Privacy Impact Assessment）でございます。

参考の28-1をご覧ください。先ほどご説明いたしました、今回対象人数が全区民でございますので、対象人数が30万人を超えるということから、この赤字、基礎項目評価及び全

項目評価を実施するものでございます。

参考 28-2、先ほどご説明いただきましたとおり、今回特定個人情報保護評価書を策定、評価書の公示及び意見聴取、パブリックコメント実施の事前に本審議会に報告をさせていただくものでございます。

資料 28 にお戻りください。資料 28、2 ページ目の事業内容 2 でございます。予防接種に関する事務の全項目評価書（概要）についてでございます。

予防接種に関する事務の内容は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために、公衆衛生の見地から予防接種を実施する事務となります。

国は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種歴等のマイナンバー副本連携を令和 4 年 6 月に予定しております。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます新型インフルエンザの予防接種については、既に令和 3 年 6 月からマイナンバー連携は可能となっておりますが、現状新型インフルエンザは発生しておりませんので、実データは存在していない状況です。よって、今回新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の副本連携の準備に合わせて新型インフルエンザのワクチン接種の事務に関しても、この機会に評価を実施させていただくものでございます。

これらの事務において特定個人情報を取り扱うため、今回審議会にご報告をさせていただくものでございます。

続いて、資料 28-1 をご覧ください。こちらは全項目評価書の概要でございます。全項目評価書に記載されている内容でございます。

まず、Ⅰ基本情報、Ⅱ特定個人情報ファイルの概要、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、おめくりいただきまして、Ⅳその他のリスク対策、Ⅴ開示請求、問合せ、Ⅵ評価実施手続という各章によって構成をされております。

特に、リスク対策につきましては、1 ページ目、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、こちらのほうに 6 つの項目に分けて記載しております。

例えば、1 「入手」において想定されるリスクへの対策としましては、窓口における情報の入手について、個人番号カードの提示、または通知カードと身分証明書の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認するなど、対象者がご本人であることを確認することを必須としております。

また、2 「使用」において想定されるリスクへの対策については、個人番号利用事務に係る

システム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセスを制御するなどのリスク対策をとってまいります。

次のページのIVその他のリスク対策についても、4つの項目に分けて記載をしております。

例えば、1つ目「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施してまいります。

また、「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従いまして、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年内部監査を行う。また、特に必要があるときは随時内部監査を行う。また、適宜外部監査も行ってまいります。

こういった具体策も含めた全項目評価書を策定いたしました。

続きまして、資料28-2をご覧ください。こちらは、予防接種事務に係る個人情報の流れについてのご説明でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務も、予防接種法に基づく臨時接種事務、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務のいずれにおきましても、区が管理しております予防接種台帳管理システムにより抽出された予防接種対象者に対し、区から予診票や接種券を郵送するという事務になります。

予診票や接種券を受け取った対象者、この①のところで予防接種台帳から対象者を抽出しまして、②予防接種券を郵送、予診票や接種券を受け取った対象者である住民の方は、医療機関や集団接種会場等でワクチンを接種いたします。このうち、接種記録が記載された予診票等は医療機関等から区に提出されます。

区は医療機関等から提出された予診票を当課が⑤の部分、予防接種会場に接種記録を登録いたします。この後、暗号化に基づくマイナンバー副本連携に入れまして、この右側の青い四角の中、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを通じて、⑦各区市町村に接種記録を照会、または提供することが可能となります。

下半分の図に記載されておりますのは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務についてでございます。こちらには、国やワクチン接種記録システム（VRS：Vaccination Record System）を、新型コロナウイルス感染症のワクチンにおいてはこちらのシステムを整備しておりまして、自治体がワクチン接種の状況を逐次把握することを支援しているものでございます。

資料28にお戻りいただけたらと思います。2ページ中段の3.導入に伴う全体の流れでご

ございます。今後、特定個人情報保護評価の実施を、システム改修を経まして、マイナンバー副本連携を開始するものでございます。

4. 特定個人情報保護評価につきまして、この評価を実施する理由については改めてご説明させていただきます。区におきましては、一般の予防接種に関して、マイナンバー利用事務の開始に当たりまして、番号法に基づき予防接種事務の評価書、こちらは基礎項目評価でございましたが、既に平成27年度に特定個人情報保護評価、基礎項目評価を実施したものでございます。

今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種は、全区民を対象としており、対象人数が大きいこと、また、これらの予防接種事務につきましては、国の示す指針に従い実施するという事で、集団接種の実施と、その他の事業計画は、これまでの一般の予防接種事務と大きく異なっております。

したがって、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、新たに評価書を作成し、評価を実施する必要性が生じております。

これらのことから、この評価を実施し、パブリックコメント及び第三者点検を経て、再度審議会へのご報告をさせていただきました後に、評価の公表を今後も行っていくといった流れになってございます。

ページをおめくりいただきまして、最後3ページでございます。上段(2)しきい値の判断につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

評価書の素案につきましては、基礎項目評価書が資料28-3、全項目評価書が資料28-4となります。

資料28-3をご覧くださいと思います。こちらが基礎項目評価書の表紙でございます。この基礎項目評価書の表紙と全項目評価書の表紙に、同じく個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言を記載してございます。こちらについて読み上げをいたします。

「新宿区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言」いたします。

この資料28-3、28-4のご説明に関しましては、お時間の都合上、割愛をさせていただきたいと存じます。

最後に、資料28の(4)でございます。今後の主なスケジュールでございます。本日、新宿区情報公開・個人情報保護審議会へのご報告の後、パブリックコメントを令和3年11月15日から12月15日までの1か月間実施いたします。その後、専門性を有する外部の第三者による点検を経た後、令和4年2月、令和3年度第9回新宿区情報公開・個人情報保護審議会において、パブリックコメントの意見内容や第三者点検についてご報告することを予定しております。審議会にてのご報告の後、⑤でございます、個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書を提出し、区ホームページ等で公表することを令和4年2月中旬に予定しておるものでございます。

以上、主管課からのご説明となります。ご審議をお願いいたします。

【会長】 それでは、本件につきまして、ご質問かご意見があったら、どうぞ。

ないようでしたら、報告事項ですので了承ということで、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。

次は資料29「心身障害者医療費助成に関する個人番号利用事務に係る特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果と庁内連携及び情報連携について」であります。

それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【障害者福祉課長】 障害者福祉課長の稲川でございます。よろしくをお願いいたします。着座で失礼いたします。

まず、資料を確認させていただきます。資料29、その次に、資料29-1、29-2、29-3、29-4と4番までございます。その後、参考資料としまして、参考29-1、参考29-2とございます。手元のほうにおそろいでしょうか。

それでは、説明に移らせていただきます。

資料29を1枚おめくりいただきまして、ご覧いただきたいと思っております。2ページとなります。区では、都の「心身障害者の医療費の助成に関する条例」に基づき、心身障害者の医療費の一部を助成する事務を行っています。この事務は所得の制限等があるため、現在は転入者については前住所地の課税情報等の提出を求めています。

このたび、令和4年6月より地方税関係において新たに情報照会の項目が追加となり、当該事業に係る所得情報の確認は個人番号を利用して確認することが可能となりました。個人番号を利用することで課税証明などの添付書類の提出を不要とできることから、区民の利便性向上につながるため、新たに区独自の個人番号利用事務に当該事業を追加いたします。

つきましては、特定個人情報保護評価の実施を行いますとともに、対象者の受給資格の判定

に利用するための事務処理に必要な庁内連携及び他自治体との情報連携を行います。

1 番目としまして、新たな個人番号利用事務についてです。資料 2 9 - 1 をご覧ください。この事務は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、心身障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とし、都の事務処理特例により区が処理をしているものでございます。今回は、既に個人番号を利用している法廷事務に類する事務として都の規則改正が行われ、それに伴い、区でも令和 4 年 1 0 月より個人番号利用事務とするものです。対象者は 2, 4 5 1 人です。

初めの資料 2 9 にお戻りください。特定個人情報保護評価の実施結果についてです。番号法に基づき特定個人情報保護評価を行うものです。「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第 5 条の規定に基づき、評価書を個人情報保護委員会へ提出いたします。

資料 2 9 - 2 をご覧ください。個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言を記載させていただいておりますので、こちらを読み上げさせていただきます。

「新宿区は、心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する」と記載をさせていただきました。

その他の事項については、資料 2 9 - 2 に記載のとおりでございます。

初めの資料 2 9 にお戻りください。続きまして、項番 3、庁内連携についてです。この庁内連携とは、区内において複数事業間で特定個人情報のやり取りを行うもので、目的外利用ではなく、目的内利用として位置づけるものです。

資料 2 9 - 3 をご覧ください。こちらにつきましては、住民票の関係、税の関係、健康保険の関係、精神障害者手帳情報について、庁内で連携をしていきます。

初めの資料 2 9 にお戻りください。次に項番 4、情報連携を行う情報項目です。情報連携は、国や自治体間で情報提供ネットワークを介して、行政手続に際し必要となる情報を取り交わすものです。情報提供を受ける特定個人情報については、資料 2 9 - 4 に記載しております。なお、情報連携については参考 2 9 - 2 でお示ししておりますので、ご確認ください。

最後になりますが、参考資料の 2 9 - 1 のほうをご覧ください。この資料につきましては、先ほど区政情報課長からご説明がございましたけれども、今回こちらの医療費助成につきましては、対象人数が 1, 0 0 0 人以上 1 万人未満ということですので、この表の一番右側の青い

矢印のところになります。そのため基礎項目の評価のみとなりますので、以上の報告となります。

今後の進め方についてでございますが、本日の委員会報告後、国の個人情報保護委員会へ届出書を提出し、調査による承認を得た上で事務を開始することとなります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【会長】 それでは、本件について、ご質問・ご意見がございましたら、どうぞ。

ご質問もご意見もなければ、本件は報告事項とし、了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということになります。

続いては、議題の順番が30になりますけど、30は後にして、先に資料31にします。資料31「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に係る外部結合について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【保健予防課長】 保健予防課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。資料31、1ページ目から4ページ目まででございます。資料31-1、資料31-2、以上でございます。

では、資料に沿ってご説明させていただきます。まず、資料31をご覧ください。おめくりいただきまして、2ページ目でございます。事業の概要と、まず、事業の名前でございます。

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に係る外部結合について」でございます。令和2年度第4回の審議会におきまして、このHER-SYSにつきまして報告を一度しておりますので、今回、項目の変更及び追加がございますので、改めてのご報告となります。

事業の概要でございます。

目的につきまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく積極的疫学調査において、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を利用することで、広域的に行政及び医療機関等の情報を共有し、その事務の簡略化及び感染症予防に係る政策立案の迅速化を図るものでございます。

対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症患者となります。

事業の内容でございます。1の概要にございますように、区では全国一律で運用されておりますHER-SYSを活用して、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の情報管理等を行っているものでございます。このたび、HER-SYSとの外部結合につきまして、感染症法等

に基づき、以下の変更を行いましたこと、また、行いますことをご報告いたします。

2の変更点でございます。

まず、(1) 情報項目の追加でございます。資料3 1 - 2をご覧くださいませでしょうか。こちらは新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力・閲覧情報項目及び入力・閲覧者の範囲についてでございます。前回の報告をいたしました内容から追加された項目が赤字で表記をしているものでございます。

こちらの左のほうに、患者・接触者及び支援関係者の基本情報等、項目の内容が左のほうにございます。こちらで赤字、中段に、新型コロナウイルスワクチン接種歴（1回目・2回目）の項目が追加となっております。

また、下のほうにございます場所区分、これについては地域区分の名前が変更になったのみでございますが、その下、変異株PCR/ゲノム解析結果、パスポート番号/オリンピック・パラリンピックの有無につきましては、こちらは前回の報告の後に追加になったものでございます。これらは重要項目としてHER-SYSの入力項目に追加されたものでございます。

資料3 1にお戻りいただけたらと思います。2ページ目でございます。

続きまして、(2) 医療機関等（健康フォローアップ機関）へのID付与の実施についてでございます。今般8月におきまして、新規感染者の急増に伴いまして、医療機関の逼迫がございました。そのため本来入院の必要性があるにもかかわらず自宅における療養を余儀なくされた、感染の判明している方が多数いらっしゃいました。

このような状況に対しまして、区では地域の医療機関等へ往診、あるいは電話による健康観察、また、オンライン診療、薬の処方などのフォローアップを依頼してまいりました。ですが、切れ目のない対応を行う上で、感染者の基礎疾患等の有無や、これまでの経過などの情報の共有が課題となっております。

健康フォローアップを担当する医療機関は、具体的に申しますと、まず往診等を実施する、区から依頼する医療機関でございます。また、区が健康観察を依頼する訪問看護ステーションでございます。いずれも患者情報の守秘義務が医療法上も課せられている機関でございます。また、HER-SYSのユーザー認証を既に得ている機関となります。これを健康フォローアップ機関と保証いたします。

今後、健康フォローアップ機関やHER-SYSを活用することで、これまでの経過や患者の健康情報、健康状態の必要な情報について迅速に把握することを可能とし、より多くの方の健康のフォローアップをこれまで以上に迅速かつ円滑に実施するということが可能にしてい

ります。そのため、国の通知等に基づきまして、区から健康フォローアップ機関へ、HER-SYS上で感染者情報にアクセスするためのIDを付与するところがございます。

では、資料31-1をご覧くださいませでしょうか。こちら個人情報の流れでございます。①から⑦までは、前回報告させていただいている内容と同一のものとなっております。

⑦の項目については、情報の項目が追加となりましたので、先ほどのご説明のとおりでございます。

⑧に記載されておりますとおり、まずは感染者ご本人に健康フォローアップ機関へ個人情報を提供してもよいかの同意を得られるか、確認をいたします。ここで同意が得られない感染者につきましては、保健所職員のみによる直接の健康フォローアップ等を行います。同意を得ることができた感染者についてのみ、⑩でHER-SYS上で保健所が感染者情報と健康フォローアップ機関のひもづけを行います。

⑪にございますとおり、保健所から健康フォローアップ機関へ感染者の健康フォローアップを依頼する場合は、感染者のIDを、パスワードを設定したメールで1件ずつ直接医療機関等に送付をいたします。また、ひもつけた履歴や、健康フォローアップ機関へのIDを送付した日付につきましては、保健所において台帳を作成いたしまして、記録及び管理をまいります。

IDを受け取った健康フォローアップ機関につきましては、そのIDをもとに⑫のとおり、派出所で感染者の健康情報を確認いたします。⑬で感染者の健康フォローアップ、これは往診、直接ご本人のご自宅に伺って診察などをする、あるいは、電話などで健康フォローアップを実施いたします。

また、その対応後は、⑭のとおり、対応経過を改めて派出所で入力いたします。これによりまして、保健所と医療機関等が常に最新の情報を共有することが可能となります。

また、健康フォローアップ機関、医療機関と連携して、この下の健康フォローアップ機関のグループの事業者、これは具体的には訪問看護ステーションを想定しております、健康観察業務を実施する訪問看護ステーションが⑮のとおり、健康フォローアップ機関のグループ事業者へ医療機関等が感染者のIDを、パスワードを設定したメールを1件ずつ送付することによりまして、HER-SYS上で感染者の情報をこちらでも確認する形になります。

この⑯、感染者の情報を確認した上で、⑰訪問看護ステーションや健康フォローアップ、ご自宅に訪問するなどしまして、感染者の健康の承諾をまいります。⑱でその情報の入力をHER-SYS上で行っていくことで、関係機関間の情報共有を円滑に行う形になります。

なお、この健康フォローアップ機関がHER-SYS上で閲覧できる情報につきましては、最後資料31-2を再度ご覧ください。こちら閲覧が、あるいは入力ができる機関を右側のほうに記載しております。凡例が上にございますが、こちらに「医」という文字がありますが、医療機関でございます。「保」は保健所、あるいは行政機関でございます。「健」が健康フォローアップ機関でございます。赤字で今後のところに「健」が閲覧、あるいは入力できる項目をこちらに記載しております。

「健（閲覧のみ）」と書いてあるものにつきましては、まず患者の基本情報、患者ID・氏名等でございます。また、中段でございます「健」、健康フォローアップ機関が所見の入力が可能ということで、入力ができるものは唯一この患者情報の所見のみでございます。それ以外は閲覧のみということで、かかりつけの医療機関や健康観察を行った日付等、こちらは閲覧のみとなります。

このような形でHER-SYS上で感染者の情報の共有を行ってまいります。

最後、資料31の2ページ目でございます。3の対象者数です。約500人を想定しております。

また、3ページ目におきまして、こちらに太字で記載しております箇所が今回新たに加わったものでございます。情報項目の追加、そして、医療機関等（健康フォローアップ機関）へHER-SYSにアクセスするためのID付与、こちらは本審議会了承以降の実施を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】本件につきまして、ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。木もと委員。

【木もと委員】木もとです。資料31-1においてですけれども、感染者ごとのIDの付与をメールで送付する、付与するとなっていて、これは健康フォローアップ機関に関しては、医療機関が、この1件ずつの送付、IDの付与をやるということですよ。

【会長】ご説明ください。

【保健予防課長】これは新宿区保健所がIDの書いてあるパスワード付のメールを医療機関等にお送りして、IDをお伝えするという形になります。

【会長】木もと委員。

【木もと委員】⑯番のところで、担当する感染者のIDの付与というのは、医療機関や健康フォローアップ機関になっていますけれども、これも保健所から直接行くということですか。

【会長】ご説明ください。

【保健予防課長】現状この図のような形で、医療機関からグループの事業者、具体的には訪問看護ステーションにIDの付与という形でメールをお送りすることを想定しております。

【会 長】木もと委員。

【木もと委員】分かりました。これは、感染者に関してなのですけれども、完治をしたというか、そういうふうになった場合には、この付与されたものを消去とか、そういうことになるのかということ、そのあたりはどのようにになっているのか教えてもらえると。

【会 長】ご説明ください。

【保健予防課長】感染者の方が療養を終えられた時点でHER-SYSでの連携は不要になりますので、その時点で各医療機関等と訪問看護ステーションには、IDについては消去をいただくようお願いしてまいります。

【会 長】木もと委員。

【木もと委員】分かりました。先ほどの、ちょっと戻りますけれども、医療機関からフォローアップ機関へというところは、区から、保健所から少し離れた、手の届かないところでの個人情報に関連になりますので、その点はしっかり管理監督等々を保健所、区のほうでしっかり行っていくべきと思いますので、その点をしっかりやっていただく必要があると思いますが、このあたりはどのようにお考えか、最後に伺います。

【会 長】ご説明ください。

【保健予防課長】医療機関と訪問看護ステーションは、やはり常に密な連携、情報共有をしていくという形になります。そういう意味でも、委員がおっしゃっていただきましたとおり、こちらは医療機関から訪問看護ステーションにお伝えをするという形で、こちらのIDの付与の管理につきましては、医療機関のほうにしっかりとその管理についてお伝えしてまいります。

医療機関と訪問看護ステーションの間の連携の重要さが、やはり双方の情報共有のポイントになってございます。しっかりと管理をしてまいります。

【会 長】よろしいですか。ほかに、ご質問等。あざみ委員。

【あざみ委員】そもそも自宅療養者は、やむを得ず出てしまったケースが夏にあったということですが、そういう事態を、もし第6波以降起きた場合は、そのようなことがないようにということで、国も、もちろん区も対策をしていると思うのですね、医療機関の受入れの強化ですとか。

その一方で、このように準備をしておくということは必要ではあると思うのですが、ここにかかる負担というのでしょうか、事務的な意味での、その点が今でさえ大変な業務の中でやっ

ていらっしゃる保健所ですとか、そちらの他の部のほうでの負担にはならないのかというのが心配なところなのですけど、いかがでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【保健予防課長】委員がおっしゃいますとおり、自宅療養の方がなるべく少ないような形で、まず入院の病床を確保するということと、宿泊療養施設での受入れを拡充していくこと、そういった国、東京都、そして区における調整がまず前提でございます。それでもなお自宅にとどまっておられる、自宅で療養される方について、そういった状況が発生した場合の準備ということで、こういった準備を今、区も行っているところです。

事務的な負担としましては、もともとHER-SYSのシステムが、特に発生届の項目については日常的に保健所の業務として定着をしまいったところでございます。ですので、全く別のシステムを使うよりは負担が軽い状況でございます。

これまで電話でのやり取りでございましたが、より円滑な連携をとる方法として、感染拡大の状況に陥ったときに即時に対応できるように準備をしているところです。

【会 長】あざみ委員。

【あざみ委員】分かりました。それから、この資料31-1のところ、⑨番の本人同意というところですが、まさにご本人が感染者で、大変な状況になっている方に同意を得るといのは、なかなか大変なのかなと。本人に同意を得るものなのか、本人に要するに個人情報がかうなるということも含めて説明しなければならないということですよ、同意をとるといことは。その点、現実的にというのでしょうか、やれるのか。本人がもし判断がつかなければ、どうするのかということまでお考えなのではないでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【保健予防課長】こちらに本人同意のプロセスを記載しておりますのは、うちの区の条例としまして、個人情報保護条例の解釈の中では、本人の同意がある場合に、こういう個人情報を外部提供できると、本人の同意を原則としている区条例をもとにしております。

もし同意が得られない、あるいは、はっきりとそういった確認がとれない場合は、保健所の職員が直接健康状態を確認していくことは十分できますので、そういったケースについては保健所職員による健康フォローアップを丁寧に行っていきたいと思っております。

【会 長】質問ですけど、制度の是非とか、制度そのものについてはちょっと勘弁していただかないと、時間が迫っているし、ここは個人情報の審議会なので、個人情報と関連した質問に変えてくれませんか。

【あざみ委員】今、制度のことではなくて個人情報を、この流れの中で本人同意というものは、どういうふうにあるのかというのをお聞きしたかったのです。

【会 長】理屈はいいですから、あまり一線とか離れたら、もうご質問をお断りします。質問を個人情報の質問に変えてください。

【あざみ委員】質問は終わりましたので、本人同意の取り扱いをしっかりとやっていただくことをお願いしたいということをお伝えします。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで進みましょう。

それでは、次に資料30「自宅療養者への訪問看護師による健康観察等業務の委託について」であります。説明される方は資料を確認の上、説明をお願いします。

【地域医療・歯科保健担当副参事】地域医療・歯科保健担当副参事の白井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、資料30、資料30-1、参考30-1、参考30-2になっております。

続きまして、ご説明に入らせていただきます。資料30を1枚おめくりください。

事業名は「自宅療養者への訪問看護師による健康観察等業務委託」となります。

目的でございますが、先ほど保健予防課長からもご説明ありましたように、新型コロナウイルス感染症により自宅療養している者が安心して療養・入院待機できるよう、区内訪問看護ステーションへ日々の健康観察業務を委託するとともに、症状が悪化した場合等に、速やかに医療につなぐ体制を構築することを目的として実施いたします。

対象者につきましては、(1)の区内に所在する新型コロナウイルス感染者及び(2)のアイいずれかに該当する者ということで、アは、区保健所から依頼を受けた医師が診察した自宅療養者のうち、医師が訪問看護師による健康観察を必要と判断した者、イ、区保健所が、訪問看護師による健康観察を行うことが適当であると判断した者、ウ、その他、区が必要と判断した者になります。

事業内容でございます。新型コロナウイルス感染者について、区保健所からの依頼を受けた医師が診察した自宅療養者のうち、その医師が必要と判断した者、または、区保健所が必要と判断した者などに対して、区内訪問看護ステーションに在籍する訪問看護師による健康観察等を委託して実施いたします。

委託の内容は、(1)として、自宅療養者の健康観察等、(2)として、健康観察記録の作成・提出になります。

それでは、個人情報の流れを資料30-1でご説明してまいります。資料30-1をご覧ください。こちらにございます、上段の①からずっと回って⑦の往診、健康観察から⑦往診、電話等までは、区保健所が自宅療養者の往診を医療機関に依頼し、往診をしていただくまでの流れとなっております、今回委託する事業の前段となります。

この流れの中で③、区が自宅療養者に往診の案内をした後に、診療所、それから訪問看護ステーションへの個人情報提供の口頭同意をこの時点でとるようにいたします。

⑦の先からをご覧くださいと思います。⑦、診療所が往診、電話等で診察をした後、訪問看護ステーションに健康観察をしていただくことが必要と判断した場合、⑧訪問看護ステーションの個人情報提供の口頭同意を診療所が自宅療養者に対してとることになります。

その後、自宅療養者情報等を入力して、紙文書を出力しながら、診療所から区に、この患者さんについて訪問看護ステーションの健康観察が必要ということをご報告してまいります。それが⑩になります。

⑩医療支援者情報の入力及び紙文書出力、この医療支援者情報につきましては参考30-1をご覧ください。こちらの書類になりますが、この一番下、依頼先（地区支部名）のところに依頼する訪問看護ステーションの名称が入って、診療所とのやり取りをすることになります。

また、依頼する訪問看護ステーションに対して⑫、下段の赤の枠になりますが、健康観察依頼及び医療支援要請書の送付で、この要請書を送付してまいります。

自宅療養者の情報につきましては、この時点で診療所と受託事業者がやり取りをすることになります。こちらが⑬です。

次に⑭自宅療養者の情報受理及び紙文書を出力して、自宅療養者に対して事業者が健康観察を実施いたします。こちらが⑮になります。

その後、受託事業者は右下の⑯、健康観察記録の作成及び紙文書を出力します。こちらの書式につきましては参考30-2をご覧ください。こちらの項目を記載していただきます。

結果を⑰健康観察記録の提出で、区のほうにメールで提出していただくこととなります。

また、区では健康観察記録の確認及び紙文書を出力し、保存をしていくこととなります。

それぞれのセキュリティですけれども、左側、パソコンに入れている情報につきましては、セキュリティワイヤー等の盗難防止等々の対応を行っております。また、メールでデータをやり取りする際には、データの暗号化、パスワードの付与等を行ってまいります。また、メール

を送る際に、必ず電話にて事前に連絡をしております。さらに、紙文書につきましては、施錠できるキャビネット等で保管等を行ってまいります。

それでは、資料30にお戻りください。資料30の3ページをご覧ください。

委託先は新宿区内の訪問看護ステーション、30か所になります。

委託に伴い事業者処理させる情報項目、それから、処理させる情報項目の記録媒体については、先ほどの参考30-1、30-2にある項目になります。

委託理由は、区内の訪問看護ステーションは在宅医療についての知識を有しており、日頃から多様な現場で活動していることから経験もあり、今回の事業に適切と判断しております。

委託の内容につきましては先ほどのご説明のとおりです。

委託の開始時期及び期限につきましては、夏の入院病床が逼迫した時期に開始させていただきましたので、令和3年8月20日から令和4年3月31日までとさせていただきます。ご報告が遅くなって申し訳ございません。

また、委託にあたり区が行う情報保護対策、受託事業者に行わせる情報保護対策については記載のとおりでございます。

以上でございます。

【会長】本件について、ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。

ないようでしたら、これは業務委託で、報告ですので了承ということによろしいですか。

では、本件は了承ということで、ご苦労さまです。

【地域福祉課】ありがとうございます。

【会長】以上をもちまして、本日の諮問及び報告事項について審議を終わらせていただきたいと思います。事務局から発言があればどうぞ。

【区政情報課長】ありがとうございました。次回の審議会は、令和3年12月16日の木曜日、午後2時から。場所は本日と同じ、この5階の大会議室でございます。

また、12月の審議会では、コロナの対応に伴いまして、新たに区で始める事業が幾つかございまして、それを今、内部で検討しているところでございます。その件について12月ではお諮りしたいと思っております。よろしくお願いたします。

【会長】時間がちょうど来ましたので、以上をもちまして第6回の審議회를閉会といたします。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。次回もよろしくお願いたします。

午後4時04分閉会